

## 総括報告書

### 1. はじめに

本報告書は、2010年10月から開始した手話言語法制定運動（以下「制定運動」という）の15年間にわたる記録であり、制定運動の始まりから2025年6月の「手話に関する施策の推進に関する法律（以下「手話施策推進法」という）」成立・施行に至るまでの経緯をまとめています。

2013年の鳥取県手話言語条例制定を契機として、手話が独自の語彙や文法体系を持つ「言語」であるという認識は、全国の自治体へと波及しました。本報告書では、その地方からのうねりがいかにして、国レベルの「手話に関する施策の推進に関する法律」の結実に至ったのかを詳述しています。

かつて手話は言語として認められず、教育現場ではその使用を禁止されてきました。現在、手話は、多くの自治体で条例に基づき、権利として保障され、共生社会の象徴的な言語へと変化を遂げました。この報告書では、これまでの手話施策の推進状況を振り返り、手話を使用する人たちが安心して生活できる環境の構築に向けた、最終目標である手話言語法への道のりを示しています。

「手話はいのち」。私たちろう者にとって手話言語での情報アクセスやコミュニケーションは社会とつながるための命綱です。本報告書が、今後の手話関連施策の進展への一助となり、共生社会の実現に寄与することを切に願っております。

### 2. 手話施策推進法の成立まで

#### 1) 制定運動を支えた研究会・実務者会議

制定運動は、手話が「言語」として認められ、きこえない・きこえにくい子どもや大人の手話言語の獲得・習得と、手話言語による情報アクセスやコミュニケーションの権利が保障される社会の構築をめざす運動です。

日本のろう教育では、明治初期に手話を用いた「手勢(しゅせい)法」による教育がありました。しかし、昭和初期に文部大臣による手話否定の訓示があり、「口話法（相手の口の形を読み取り、声を出す訓練）」が推奨されてきましたが、そのような歴史の中でも一部の学校や現場では手話を用いた指導の試みが続けられてきました。

1990年代に入ると、全日本ろうあ連盟（以下「連盟」という）が「ろう教育に手話をと」という決議を出し、本格的な取り組みとして「ろう教育を考える全国連絡協議会」を立ち上げました。

そして、制定運動の大きな出発点となったのは、2006年に国連で採択された「障害者権利条約」です。

この「第2条 定義」に手話が音声言語と対等な「言語」として明記されました。これを受け2010年10月、連盟は、全国手話通訳問題研究会（以下「全通研」という）日本手話通訳士協会（以下「士協会」という）とともに「手話言語法制定推進事業」を立ち上げ、手話言語の法制化に向けて組織的に動き始めました。

これと同時に「手話言語法」の理論構築と手話言語法案の策定をめざし、学識経験者、法曹関係者やろう当事者などからなる「手話言語法制定推進事業研究会」（以下「研究会」）を立ち上げ、国内外の文献や状況を調査・研究し、活発な議論をしました。

その後、2011年に改正された「障害者基本法」第3条において、初めて「手話は言語に含まれる」ことが明記されました。国内法において手話を言語として認めたのは、日本の法制史上初の出来事でした。

これを受けて連盟は、「手話は言語」という認識を法的に確立させるため、全国的な手話言語制定運動を本格的に展開しました。そして研究会は2012年に「日本手話言語法案」の第1次案を連盟ホームページに公表しました。

この法案では、以下の5つの権利の保障が掲げられています。

#### ① 手話言語を獲得する（習得の機会）

ろう児やその保護者が、乳幼児期から手話言語に触れ、習得できる環境を保障

#### ② 手話言語で学ぶ（学習権・教育の保障）

ろう学校などの教育現場において、手話言語を教えるだけでなく、手話を教育の公用語（指導言語）として授業を受けられる権利

#### ③ 手話言語を学ぶ（教科としての習得）

ろう児が教科として手話言語（語彙や文法体系）を学ぶとともに、きこえる市民も手話を学べる機会を保障する権利

#### ④ 手話言語を使う（コミュニケーションの保障）

日常生活、行政、病院、職場など、あらゆる生活場面において、手話言語で意思疎通を行い、情報にアクセスできる環境の整備

#### ⑤ 手話言語を守る（言語の保存・継承）

手話言語の調査、研究、辞典の編纂などを行い、言語として保存、文化としての手話言語の発展

## 2) 障害者権利条約

「障害者権利条約」は、21世紀初の人権条約として極めて画期的な国際条約であり、それまでの「福祉や保護の対象」とされた考え方から、障害者を「権利の主体」として捉えるパラダイムシフトをもたらしました。

この条約における「社会モデル」は、1970年代の英国の障害当事者運動において提唱されてきた考え方です。1970年から1980年代にかけて、障害のある人が社会に適応し、自らの障害を克服すべきものとする医学モデルから、障害のない人を基準にした社会や制度こそが障害（社会的障壁）であり、それらを取り除くのが社会の責務であるとする社会モデルが欧米を中心に発展しました。そして1993年の「障害者の機会均等化に関する基準規則」ではこの視点が強化され、2006年に条約の採択につながりました。きこえない、きこえにくい人の場合、文字や手話言語が用いられず、音声为前提とされた情報アクセスとコミュニケーションの多い社会が「障害（社会的障壁）」となっている、という意味になります。

## 3) 国内外の手話言語制度

手話言語の法制度に関する国内外の状況は、欧米諸国が先行し、アジア・アフリカ地域がそれに続くという構造を示しています。2006年の障害者権利条約採択を機に世界的に「手話＝言語」という認識が広まりましたが、地域によって整備速度に大きな差があります。

ヨーロッパでは、国連加盟国44カ国のうち半数を超える26カ国で手話言語が法的に認知されています。アジアでは法的認知が進んでいる国は非常に少なく、欧米に比べて制度の確立が遅れていると指摘されています。アメリカ・カナダの手話言語の認知、教育、サービスの権利へのアクセスは、州ごとに異なる側面があります。

### <主要な国の手話言語制度>

#### ① ニュージーランド

2006年に「ニュージーランド手話言語法」を施行し、英語やマオリ語と並んで手話言語を公用語として認めており、法的手続き、教育、公共サービスにおける部分的な手話言語使用が法律で認められています。

#### ② フィンランド

1995年の憲法改正により、フィンランド手話言語及びフィンランド・スウェーデン手話言語が、公用語(フィンランド語・スウェーデン語)とは区別されつつ独立した言語として権利が明記されました。フィンランド憲法第17条(言語・文化の権利)において手話使用者の言語的権利が保障されています。具体的な法整備として憲法に基づき「フィンランド手話言語法」が成立され、手話言語による教育や情報へのアクセスが法的に守られています。

#### ③ 韓国

2016年に施行された法律が韓国手話言語法です。この法律は、韓国手話言語を国語と同等の「ろう者の固有の言語」と位置付け、韓国における公用語の一つとして認めました。これにより、手話言語の普及・発展、教育体制の強化が図られています。なお、韓国では長い間、日本と同様に「手話」を使用しておりましたが、韓国手話言語

法の制定以降、韓国のろう者の間で、徐々に「手語」に変えていく動きがみられます。

#### ④ パプアニューギニア

2015年に、それまでの英語、トク・ピシン語、ヒリ・モツ語に加えて、「パプアニューギニア手話言語」が正式に公用語として位置付けられました。

#### ⑤ イギリス

2022年に成立した「英国手話言語法」は、英国手話言語を(イギリス)の構成国であるイングランド、ウェールズ、スコットランドの言語であることを法的に認める法律です。北アイルランドについては、この法律の直接的な適用対象外ですが、関連する手話言語権利保障の動きはあります。英連邦の加盟国(カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど)は、それぞれ独立した主権国家であり、独自の法律を持っています。

なお、カナダやニュージーランドは手話言語法、オーストラリアは言語政策によりそれぞれ違う形での手話言語の地位が保証されています。

#### ⑥ ハンガリー

ニュージーランドやフィンランドの法律をモデルにした「手話言語法」があり、手話を独自の体系を持つ自然言語と定義しています。

#### ⑦ ドイツ

手話言語の権利や法的な位置付けは、主に2002年に制定された「障害者平等法」によって確立されています。主な特徴は、障害者平等法第6条において、ドイツ手話言語は独自の文法を持つ独立した言語として法的に認められました。ドイツ手話言語は、音声言語であるドイツ語に単語を当てはめたものではなく、独自の体系を持つ言語として認知されています。

#### ⑧ フランス

手話言語の法的地位は、主に2005年2月11日に制定された「障害者の権利と機会の平等、参加と市民権のための法律(2005年法律)」によって確立されました。教育法の中で「フランス手話言語」が独立した一つの言語として公式に認められました。

フランスは18世紀に世界初の公立ろう学校が設立されるなど手話言語教育の先駆けでしたが、19世紀末から100年間、手話の使用が禁止・抑圧されていた歴史があります。2005年の法律制定は、その長い抑圧の時代を経て、手話言語が公的に復権した重要な節目となっています。

#### ⑨ イタリア

手話言語の法的地位は、近年大きな進展を見せています。イタリア政府は2021年5月に法令を通じて、イタリア手話言語を独自の言語として正式に認知・承認しました。

歴史的な背景として1880年の「ミラノ会議」がイタリアで開催され、教育方法として手話法を禁止し口話法を推進する決議が行われたこともあり、長らく法的保護が遅れていましたが、近年の国際的な動向などにより、状況が大きく改善されています。

#### ⑩ 日本

「手話施策推進法」は2025年6月18日に成立し、6月25日に施行されました。手話言語に関するあらゆる法制度の中で中心的な法律として位置付けられています。

この法律では、手話が日常生活や社会生活を営む上で、言語やその他の重要な意思疎通の手段であることが法的明記されています。国・自治体の責務として、手話を使って暮らせる環境整備や、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが義務付けられました。

また、多くの自治体で「手話言語条例」が制定されています。「手話の日」は、毎年9月23日として制定されました。

#### 4) ろう者の権利を求める運動

「手話言語法制定推進運動本部」の中核をなす連盟は、「ろう者の権利」の理論化に努め、ろう者の権利を基調とした主張が、国際的な人権の枠組み(障害者権利条約)の中で認められたという歴史的経緯があります。1970年代から1980年代にかけて、手話通訳者の役割を「ろう者の権利を守る(バリアを取り除く)」活動の担い手として位置付けました。それまでの福祉的な手助けから、ろう者の自己決定を支える専門的な言語活動へと視点を転換させたのです。

「手話は言語である」という認識は、言語学的な研究の進展とともに、ろう者運動の権利の主張が正しかったということを証明し、社会変革という大きな役割を果たしました。連盟は、世界ろう者連盟とも連携し、この「手話＝言語」という概念を「国連アジア太平洋経済社会委員会から国連障害者権利条約特別委員会」という国際舞台までに到達させたことは、国際的な運動において大きな転換点となりました。

#### 5) 手話言語法パンフレット作成・フォーラム啓発活動

市民に対し、手話言語は音声言語と対等な独自の文法を持つ言語であり、ろう者の人権を守るために必要な言語であること、そして病院や学校など、日常生活のあらゆる場面で手話言語が必要であることについての理解を広めることを目的として、パンフレット「手話でGO! \*1」などを作成し、連盟加盟団体、全通研や士協会を通じて全国各地の市民に配布しました。これにより、「手話は言語である」という認識や、ろう者の人権への理解が進み、司法の場での手話通訳が認められる、教育現場で「手話言語で学ぶ権利」についての議論が活性化するなど、あらゆる分野での動きが大きな後押しとなりました。また、各自治体での「手話言語条例制定」の指針としても活用されました。

また当事者の声を直接届け、地域住民や行政との対話を促す場として、手話言語法制定を求める全国集会や、国連が定めた9月23日の「手話言語の国際デー\*2」に合わせた

---

\*1 パンフレット「手話でGO!」：手話言語法の制定を求める運動の一環で、2016年に発行され、手話に対する誤解を解き、日常生活での必要性を伝えるためのツールとして作成されました。写真やイラストを多用し、QRコードから手話動画に誘導するなど、アクセシビリティに配慮した設計にしました。現在も連盟ホームページから見るができます。

(<https://www.jfd.or.jp/2016/11/30/pid15884>)

\*2 「手話言語の国際デー」：2017年に国連で採択された記念日。手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進することとされています。

([https://www.jfd.or.jp/intdoc/ids1\\_iwdp](https://www.jfd.or.jp/intdoc/ids1_iwdp))

イベントを実施するとともに、加盟団体でも全国各地の名所や象徴的な建築物に青色の光をあてる、ブルーライトアップなどを行うことで、高い注目を集めることができました。

## 6) 「国に手話言語法制定を求める」意見書運動

市民への理解普及の取り組みとともに、全国の加盟団体から地方自治体の議会に対して、国に手話言語法の制定を求める意見書を出すことを求める運動を展開しました。そして、2016年3月3日、栃木県芳賀町議会での採択により、47都道府県、1718市町村、23特別区の計1788自治体（当時）全てでの採択が実現しました。同一案件の意見書が全国のすべての地方議会で採択されたのは「憲政史上初めて」の快挙であり、日本のろう者などの歴史においても極めて重大な「偉業」でした。全国すべての自治体が「手話は言語である」という認識を共有できたことは、大きな意義があります。2011年の障害者基本法改正で「手話は言語に含まれる」と明記されましたが、具体的な保障（教育、医療、生活場面での手話言語環境）が不十分であったため、法的な位置づけを強める必要がありました。地方から国を動かす力として地方からのボトムアップ運動が国の重い腰を動かす原動力となりました。

## 7) 手話言語条例制定推進運動

制定運動と並行して、全国の連盟加盟団体が地域の全通研支部、士協会支部や手話サークルなどとの協働による、地方自治体に手話言語条例の制定を求める運動も展開しました。この目的は、自治体における手話言語の獲得・習得・使用・保存と、手話言語による教育の5つの権利の保障の実現であり、多くの自治体での制定により、国への手話言語法の制定の動きを後押しすることにあります。全国の連盟加盟団体の粘り強い運動により、2013年の鳥取県の手話言語条例を皮切りに全国へ広がり、2026年4月28日時点で、42都道府県、414市、157町、14村の計649自治体で制定されました。

手話言語法制定運動は、連盟を中核とし、様々な関係団体との連携によって推進してきました。制定運動では、手話が音声言語と対等な「言語」であることを認め、手話言語で暮らせる社会の実現をめざしています。そのために以下の関係団体との連携を強めてきました。

- ① **日本財団**：2010年10月から日本財団の助成により、海外の手話法制度調査や国内実態調査を実施、共同プロジェクトを連携し、手話言語法制定を求めるパレードなど広範な運動を展開、鳥取県をはじめとする条例制定運動や意見書可決に向けた運動においても、日本財団からの支援が大きな推進力となっております。
- ② **一般社団法人全国手話通訳問題研究会**：手話通訳者の身分と権利を守る活動や手話通訳制度の発展、全日本ろうあ連盟の運動をはじめとする聴覚障害者運動と連帯し、もって聴覚障害者福祉と手話通訳者の社会的地位の向上をめざすことを目的に取り組んでいます。

- ③ **一般社団法人日本手話通訳士協会**：手話通訳士の資格を有する職能団体であり、通訳技能の研修、通訳理論の研究、調査を実施し、手話通訳士の地位向上に取り組んでいます。
- ④ **障害者団体・福祉団体**：障害者差別解消法の施行に関連し、他の障害者団体と協力して、情報コミュニケーションの権利を確保する活動を行っています。
- ⑤ **自治体議会**：手話言語条例の制定を通じて、地方から国へ法制化を働きかける意見書の採択を推進していただいております。
- ⑥ **日本弁護士連合会**：手話が独自の言語であるという認識に基づき、障害者の権利擁護の観点から手話言語法の制定を側面から支援しています。
- ⑦ **全国知事会**：手話言語法制定を国に働きかけていただきました。
- ⑧ **一般社団法人日本耳鼻咽喉科頸部外科学会(旧・日本耳鼻咽喉科学会)**：2019年9月、日本耳鼻咽喉科学会(当時)と全日本ろうあ連盟の間で意見交換が行われ、手話言語法制定運動に関する協力関係が築かれました。

## 8) 全国手話言語市区長会及び手話を広める知事の会の設立

すべての地方自治体で意見書が採択されたのと、手話言語条例を制定した地方自治体が増えてきたことを受け、2016年6月8日に、「手話言語法」、「情報コミュニケーション法」の制定と、手話関連条例の拡充を通じて聴覚障害者の自立と社会参加の実現をめざすとともに、各自治体における手話関連施策の情報交換等を行うことを目的として、「全国手話言語市区長会<sup>\*3</sup>」が設立されました。

続いて、2016年7月21日には、手話言語を全国に広げ、「手話言語法(仮称)」の制定を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることを目的として、「手話を広める知事の会<sup>\*4</sup>」が設立されました。

以降、本部はこの2つの会と連携して、手話言語法制定に向けた運動の展開と地方自治体での手話言語条例制定の推進、手話言語に関する施策の充実に取り組んできました。

## 9) 国会での「手話言語法案」提出をめぐる動き

2010年からはじまった制定運動になかなか進展が見られない中、2022年5月に超党派の国会議員からなる、「障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟(以

---

<sup>\*3</sup> 全国手話言語市区長会：2025年(5月15日現在)666区市長が加入しています。会の目的は、手話言語法の制定推進、自治体における手話関連施策の情報交換、その推進活動、手話劇祭の開催、自治体間の連携による手話環境の整備となっています。

<sup>\*4</sup> 手話を広める知事の会：会の目的は、手話が言語であるという認識の普及、手話言語法の制定を国へ要望、手話言語が使いやすい社会環境の全国展開を求めることになっています。会の会長である鳥取県平井伸治知事が中心となっています。当初は33道府県で発足、現在はすべての都道府県が参加しています。

下「議連」という)」の取り組みにより、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定されました。

これを機に、本部から議連に手話言語法の制定への協力を要望した結果、議連として手話言語法の制定に向けて取り組むことが決定され、制定に向けての道筋が具体的に natte きました。

その後、議連と法案についての検討を進めましたが、国内には言語について定めた法律がないということから、言語の権利について強く打ち出すことについて難色を示す意見も少なからずあり、遅々として進みませんでした。

そんな中、2023年6月、大分での全国大会に来賓として参列した当時の議連会長から、手話施策推進法という形での案が提示されました。これについて、本部で協議した結果、「言語」にこだわっているとこの千載一遇の機会を逃すことになると考え、「名を捨てて実を取る」ことを選択し、議連の案を受け入れることを決定しました。そして、2023年9月19日、東京都渋谷区「リフレッシュ氷川」において全国各地から集まった連盟加盟団体、全通研、士協会の代表者に、議連の案を受け入れて制定を推進する方針について説明し、了承を得ました。

以降は、議連と数回にわたる意見交換、議連総会での関係団体の意見聴取を重ねながら、法案の検討を進めました。そして、最終案が2024年12月の議連総会です承され、各党派内の手続きを経て2025年の通常国会に「手話に関する施策の推進に関する法律案」として上程され、2025年6月13日に参議院本会議で可決し、2025年6月18日に衆議院本会議において全会一致で可決・成立、その後2025年6月25日に「手話に関する施策の推進に関する法律」（以下「手話施策推進法」）が施行されました。

### 3. 「手話施策推進法」の課題

2025年6月に制定された「手話施策推進法」は、長年にわたるろうあ運動の集大成であると言えますが、運動の終着点ではなく一つの通過点に過ぎません。

#### 1) 手話言語をめぐる5つの権利

連盟などが提唱する手話言語法が求める「5つの権利」は、手話言語を音声言語と同様の「言語」として認め、その権利を法的に保障することを求めています。

2025年6月に「手話施策推進法」が成立しましたが、運動本部が提示した「5つの権利」を完全に保障する具体的な施策の内容や義務付けについての記載がないことが課題となっています。

#### 2) 課題と現状

この法律では、手話が言語であることが改めて明記されました。しかし、これまでの施策が「福祉」の枠組みにとどまっており、上記の「5つの権利」がろう者の「言語権」として具体的に保障されるレベルには至っていないとの課題があります。

「障害者権利条約」では、手話を言語と認識し、ろう者の文化的なアイデンティティを尊重することが国際的な流れとなっております。

今後は、この法律に基づき、教育、行政サービス、災害時の情報提供など、生活の全般でこれらの権利が実効性を持つような具体的な施策の策定が求められています。

#### 3) 努力義務から権利保障へ

この法律は、手話を言語として認め、その普及と使用を促進する重要な節目となりましたが、真の権利保障に向けては多くの課題が残されています。

従来の「努力義務」から「権利保障」へ移行するプロセスの現状と課題を整理し、それらの課題の解消に向けて取り組む必要があります。

#### 4) 「手話施策推進法」の概要と到達点

この法律においては、手話が「言語」であり、ろう者など社会生活を営む上で重要な「意思疎通の手段」であることを明記し、基本理念として手話を必要とする者や手話を使用する者の意思が尊重され、合理的配慮が適切に行われる環境の整備、手話文化の保存・継承・発展、国民の理解促進を挙げています。

また、国と地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務があることを規定しています。

手話言語法制定運動が求めていた「権利」としての明記に比べ、成立した法律は「推進法（施策の実施）」にとどまった面があり、実効性確保が今後の課題です。

「言語」としての完全な位置づけ、障害者権利条約や障害者基本法で手話は言語とされていますが、法的に具体的な「言語権」が認められるには、今回の法律に基づく具体的な権利条項の法制化が必要です。

#### <具体化の例>

**教育の保障：**手話を第一言語とする子どもたちが、手話言語で授業を受ける権利（教育言語権）の具体化。

**手話言語通訳者の配置と質の向上：**行政・福祉の現場だけでなく、司法・医療・緊急時における手話言語通訳者の確保と、その専門性の担保。

**事業者への合理的配慮の義務化：**障害者差別解消法の改正により事業者にも合理的配慮が義務化されましたが、手話言語が必要な場面での具体的な対応・周知が不足。

この他、手話言語の独自の言語的特徴や歴史を尊重した文化施策の推進、9月23日の「手話の日」における、国民の理解を深めるイベントの開催の促進が必要です。

手話言語が単なる「意思疎通の手段」ととどまらず、独自の言語・文化であることを社会全体に理解してもらうための啓発活動、質の高い手話言語通訳者を確保するための計画的な人材養成が出来る専門機関の設置や体制強化、待遇の改善と身分の保障が必須です。

日常生活や社会生活において手話言語でスムーズに意思疎通が図れるよう、役所や医療機関、商業施設などでの手話言語通訳者の配置やICTを活用した支援の推進が求められ、これらの課題の解決に必要な調査研究データの開発と共有、活用を推進するための手話言語(文化)調査研究コンソーシアムの整備も検討されるべきです。

#### 5) 確実な予算措置と施策の推進

確実な予算措置と施策の推進強化は、法の実効性を担保するための中心的な課題となります。

この法律は、手話を言語として位置付け、環境整備を国や自治体の責務と、法律第5条において、手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置や法制上の措置等を講ずることが規定されていますが、具体的にどのような予算・施策が行われるかが焦点となっています。

一時的なイベントやプロジェクトに留まらず、手話言語通訳者の養成・派遣、手話言語教育の支援、情報アクセシビリティの向上など、長期的かつ安定的な予算確保が必要です。また、自治体間格差の是正も必要です。

財政力の弱い自治体でも十分な手話言語施策が実施できるよう、国による確実な財政負担や手厚い支援体制の構築が求められます。

## 4. 課題の解決に向けて

手話施策推進法は、これまで義務的でなかった手話関連施策の骨組みを作った段階です。制定後の5年後の見直しでは、「結果」と「課題」に基づいて、より実効性の高い「手話言語法」の制定に向けたレベルアップが求められます。

制定運動は、「手話言語」を認めてほしいという段階から、「手話言語を使えば、社会のどこでも、どんな時でも、誰とでも、手話言語を駆使して対等に生活できる」というインフラ(基盤)の確立の段階にきています。

そのためには、障害者基本法、障害者差別解消法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法との連動を強め、手話言語を使用する者の意思が尊重される環境を法的に強制力のある形で保障することが必要です。

### 1) 「努力義務」から「権利の保障」へ

手話言語を「努力義務(環境整備の努力)から権利の保障(言語権・人権)」へ格上げすることが求められている主な理由は、現状の「努力義務」の枠組みではきこえる人と同様に手話言語を使って生活する権利が平等に保障されず、地域によって情報のアクセシビリティに格差が生じているからです。

「努力」では権利が守り切れない(強制力・責任の明確化)問題があります。現在の「障害者基本法」などでは、手話言語に関しては国や自治体の「努力義務」にとどまっており、具体的な手話言語通訳の配置や手話言語による情報の提供は法的な義務となっていないません。

手話施策推進法は、手話言語が重要な意思疎通手段であることを認め、国や自治体の「責務」を明記しましたが、これはまだ「権利の保障」の完全な実現を意味するものではありません。

制定運動は、この施策推進の段階から、手話言語を必要とするすべての人の社会参加ができる「権利の保障」を法的に確立するまで続くとされています。「努力義務」を「権利の保障」にすることで、行政や事業者が手話環境を整備すべき責任を明確にし、必要とされる場面(緊急時、医療、行政手続きなど)で手話言語通訳や手話言語によるサービス提供が実質的に強制力を持って進めることができます。

条例には限界があり、手話言語条例は全国に広がっていますが、その内容は自治体によってばらつきがあります。手話言語法として制定されることで、どこに住んでいても同じレベルの手話言語保障(手話通訳者の派遣や手話教育など)を受けられるようにする、「地域格差」の解消を図る必要があります。

権利保障のために以下の5つの目標を掲げます。

① 権利の明文化（権利保障）

手話言語を使って生活する権利を法的に保障し、手話言語通訳者の配置や相談体制を「努力義務」から「義務」へ強化する。

② 手話言語教育の保障

聴覚障害児が幼児期から手話言語で学べる環境や、親が手話言語を獲得する支援体制の整備。

③ 司法・医療分野での手話言語保障

裁判や医療機関において、手話言語通訳の利用を確実に権利として認める規定の具体化。

④ 手話言語通訳者の処遇改善

手話言語通訳者の増員と、高度な知識を駆使する専門性に見合った処遇・待遇の確立。

⑤ 当事者参加の推進

見直しや具体的な施策策定プロセスに、当事者であるろう者や手話言語関係者が主体的に参加できる仕組みの強化。

## 2) 社会的インフラとしての環境整備の促進

「社会的インフラとしての環境整備」が必要とされているのは、手話言語を単なる福祉的なコミュニケーション支援のためのツールではなく、日本語や英語と同じように言語として社会的に認め、きこえない人がきこえる人と同様に生活し社会参加できる環境を整える必要があります。

これまで、日本の社会は音声言語を基盤に作られてきたため、手話言語を使うろう者は多くの情報から疎外され、意思疎通の面で不利益を被ってきました。

これを「言語権の保障」という観点から解決するために、以下のように6つの環境整備が求められています。

① 手話言語通訳者の確保、配置、資格取得への支援など、手話通訳者（士）に特化した法整備の確立

② デジタル技術を活用した意思疎通支援機器の普及

③ 遠隔手話言語通訳サービス

④ 災害時の緊急情報や緊急通報(119番など)に手話に対応する体制整備と電話リレーサービスの強化。ろう者や難聴者が手話言語や日本語の文字で、24時間365日、誰とでも電話で連絡できる環境(公共インフラ化)

⑤ 公共・行政サービスでの対応として市役所・町村役場、病院、警察、商業施設などで、手話言語通訳者や手話言語可能な職員の配置、Webカメラなどを活用した、リモート手話言語通訳の導入

#### ⑥ 手話言語(文化)調査研究コンソーシアムの設置

上記のことを達成するためには、当面は、障害者基本法に基づく障害者基本計画に盛り込む必要があります。現在は2023年3月に閣議決定された第5次障害者基本計画（2023（令和5）年度から（2027（令和9）年度まで）がありますが、第6次障害者基本計画に上記の具体的な施策を明記することを求めます。障害者基本計画への反映が必要な理由は、法的拘束力があり、これが明記されることで政府や自治体が手話言語施策をより具体的に実施する義務を負うことができるからです。